

台湾における違憲審査制度の発展

—— 歴史的回顧と未来への展望 ——

張 楊 松
嘉 遠 田
尹 寧 惠
・ 美
子
(訳)

- 一 問題の提起
- 二 大法官憲法解釈制度の確立と発展
 - (一) 司法院の憲法上の位置付け
 - (二) 大法官憲法解釈制度の発展と基礎的規範
 - 1 憲法の側面
 - 2 法規の側面
 - 3 解釈の側面
- 三 大法官の憲法解釈権限
 - (一) 大法官の憲法解釈権限の体系
 - (二) 憲法疑義解釈の存廃問題
- 四 結論
 - (三) 人民の憲法解釈申請手続の拡張

一 問題の提起

司法院大法官憲法解釈制度は、中華民國憲法の誕生と同時に創立され、動員戡亂時期（一九四八—一九九一）と台湾民主化（一九九一—）という、二つの歴史的段階があり、六〇年間に亙り、七〇〇号以上の解釈の積み重ねがある¹⁾。憲政秩序の重要な時期に、大法官の解釈は欠かせない役割を果たし、

例えば、釈字第三二二号は「万年国会」（一九四八—一九九一）の憲法上の基礎を与え、釈字第二六一号の解釈は「万年国会」を終結し、台湾の民主化のために、最後の障害物を取り除いた。国民大会が違法に権限を乱用し、憲法改正の手續を通じて自ら任期を延長した時に、大法官は釈字第四九九号解釈をした。これは憲法史上初めて改正条文は憲法違反であると言いつ渡したもので、憲法の尊厳を守って、また違法改正の限界を確立した。

憲法制定当時、大法官憲法解釈制度は曖昧であり、憲法本文は非常に簡略で、権限の具体的内容や、組織と手續など、全て司法院自身が定めるもの或いは立法院による法規で作られ、大法官の憲法解釈で創造と補充がなされた。六十年以上

の歴史的発展では、司法院大法官會議規則、司法院大法官會議法から現在の司法院大法官審理案件法まで、そして、草案段階の司法院大法官審理案件法新改正草案、さらに大法官の自身の手続と権限に対する解釈は、次のような印象を与える。つまり大法官憲法解釈制度とドイツ連邦憲法裁判所の裁判制度はますます似てきた。特に個別憲法解釈権限と憲法解釈手續類型（訴訟類型）、および違憲審査集中審理制の確立においてである。

台湾の大法官の憲法解釈制度とドイツの基本法の下での連邦憲法裁判所制度は似ており、規範審査権（法令違憲審査権）、憲法争議解釈権（ドイツの機関争議に似る）をもつのみならず、独特な憲法疑義解釈権を持ち、幅広い権限を持つ憲法解釈機関である。近年では、裁判機関化の方向に向かって発展し、もし新しい司法院大法官審理案件法改正草案が採択されれば、完全に憲法法院に転換する。

本稿は、大法官憲法解釈制度の形成過程を、二つの視点から分析する。まず大法官制度の現状の歴史的制度沿革を検討し、もう一つはこの制度の法規範の基礎を考察したい。

二 大法官憲法解釈制度の確立と発展

(一) 司法院の憲法上の位置付け

司法院制度は、ここ六十年以上を経て発展し、大法官憲法解釈制度を理解する重要な背景であり、どう司法院を理解するかが大法官と憲法解釈制度をどのように理解するかを決定し、逆もまたそうである。

「大法官の憲法解釈制度」とは、憲法の第七九条第二項の規定に基づき、司法院が設ける大法官が憲法第七八条に定める憲法解釈を行なう制度である。³⁾ このいくつかの憲法規定の内容は憲法制定当時ははっきりせず、特に司法院は国家最高司法機関であるという「本来の意味」は、純粋な最高裁判機関であるか、それとも最高司法行政機関を兼ねるのかについては、争われてきた。

憲法草案の起草と制定の過程を考察すると、一九三六年五月五日に、五五憲草が公表され、第七六条は次のように定める。「司法院は中央政府が司法権を行使する最高機関で、民事、刑事、行政訴訟の裁判及び司法行政を掌理する。」一九四三年

の国民参政会憲政実施協進会が同様な見解で、司法権と司法行政がいずれも司法院に属すると考えた。第二次大戦後、政治協商会議は方針を変え「司法院は即ち国家最高法院であり、司法行政を兼掌せず、大法官若干名によって組織される」と決議した。⁴⁾ 当時提出された草案はすでに司法院は全国最高の裁判機関であり、民事・刑事・行政訴訟の裁判及び憲法の解釈を掌理すると定めた。制憲国民大会分組の審査の時、第四審査委員会の多数は司法行政が司法院に属し司法権の統一をすると主張し、そして三種類の審査意見を提出した。審査委員会の審査を総合する時、中央の指示により司法行政部が司法院に属することは挙げる必要がないとされ、決議は一番目の審査意見を採択した。つまり「司法院は国家最高の司法機関であり、民事、刑事、行政訴訟の裁判及び公務員の懲戒を掌理する。」と定めた。⁵⁾ 草案の提出と変遷の沿革からみると、政治協商会議の見解はほぼ一貫していて、国家最高の司法機関としての司法院は国家の最高法院であり、最高裁判権と憲法解釈権を行使すると理解すべきである。

司法院はアメリカ連邦最高裁判所に似ているというのは一つの可能な解釈である。すなわち、大法官の地位はアメリカ連邦最高裁判所の大法官に相当し、その憲法解釈権と法律と

命令の統一解釈権は、憲法第七七条が述べる各種の審判権の中で具体化される。このような見方ができるなら台湾の違憲審査制度は分散的、個別事件的違憲審査制度となる。しかし憲法制定後の発展は明らかに全く別の道を進んだ。現状は、司法院に大法官を設けたとしても、司法院は最高法院ではなく、最高法院等各級法院および公務員懲戒委員会は司法院に隷属しており、司法院は主として司法行政の各部門より構成されている。そして、憲法裁判制度は分散的、個別事件的な違憲審査制度ではなく、主に集中的、抽象的違憲審査制度である。

現在の司法院と憲法の第七七条の定める「司法院は国家最高司法機関として、民事・刑事・行政訴訟の審判及び公務員の懲戒を掌理する。」との間の距離は大きい。大法官官字五三〇号解釈は立法院に修正を呼びかけた。すなわち、「憲法の第七七条は次のように定める。『司法院は国家最高司法機関として、民事・刑事・行政訴訟の裁判及び公務員の懲戒を掌理する。』これにより現行の司法院組織法は次のように定める。司法院は大法官を一七人設置し、憲法解釈及び法令の統一解釈事件を審理し、また憲法法廷を組織し、政党違憲の解散事項を審理する。司法院の下に、各級法院、行政法院及び公務員

懲戒委員会を設置する。司法院は上記の事項を審理する大法官の外、それ自身は最高司法行政機関の地位を具えて、最高司法裁判機関と最高司法行政機関を分離させた。」この「制憲者の本々の意味」に基づく法的見解は、憲法制定の本旨により、「司法院は最高裁判機関である」と考え、学者の論争を引き起こし、賛成反対意見のいずれもあつた。⁶⁾

司法院制度沿革史から観察すると、司法院の前身は三段階があつた。清末から中華民國の一六（一九二七）年の大理院、民国一六年から民国一七（一九二八）年の最高法院および民国一七年から民国三六（一九四七）年憲法施行前の司法院である。大理院は最高裁判機関であり、終審法院である以外に、抽象的法令の統一解釈権、大統領の弾劾案件と選挙訴訟の上訴事件を審理した。⁷⁾ 中華民國の一六年から中華民國の一七年間の最高法院は大理院を改組したもので、もとの権限を行使した。憲法制定前の司法院は憲法解釈権をもたなかつた外、最高法院、行政法院と中央公務員懲戒委員会を設け、それぞれ民事・刑事訴訟、行政訴訟と公務員懲戒事件を審理した。憲法制定後の司法院と似ているが、しかし、司法院院長が法令の統一解釈と判例変更を掌理し、会議メンバーは最高法院院長と、各廷の廷長であり、司法院の名義で公布

された。⁸⁾ 憲法制定前の司法院は名義上は「最高司法機関」であるが、しかし、まだ直接裁判事務を掌理せず、実質上は「最高司法行政機関」であった。

憲法制定の後・施行前に、国民政府は民国三六（一九四七）年三月三十一日、新しい司法院組織法を公布し、同法の第三条は次のように定める。「司法院は大法官會議を設け、大法官九人でこれを組織する。」第四条は次のように定める。「司法院は民事廷、刑事廷、行政裁判廷と公務員懲戒委員會を設ける。」この場合の司法院は眞の最高司法機関であり、即ち最高法院である。しかし、いろいろの要因によって、また最高法院の反対もあって、この法は施行されなかった。国民政府は三六（一九四七）年二月二十五日憲法の施行の日に、新たな司法院組織法を公布し、憲法施行前の旧制を回復し、司法院と最高法院などの各級法院は再度分かれて、司法権限は大法官會議によって憲法を解釈することのみが残った。⁹⁾ 憲法施行後に司法院組織法を何度も改正したが、この構造は変化しなかった。台湾民主化の前後は、国民大会は憲法改正手続により中華民国憲法増修条文を制定した。一九九二年二回目の改正時に新しく導入された政党違憲の解釈制度を設け、大法官の組織と権限に対して、第一三條第二項の規定（現行の中華民國憲

法増修条文第五條第四項）を付け加え、司法院大法官が「憲法法廷」を組織し、政党違憲による解散事項を審理するとした。二〇〇五年に憲法法廷の権限を拡大し、総統・副総統の弾劾事件（現行の中華民國憲法増修条文の第五條第四項）を設けた。これらの修正では司法院の理解についてあまり明確な変更或いは調整はなかった。現行制度の下で、司法院が司法権を行使する場合は、大法官の憲法解釈の審理と法令統一解釈事件、および憲法法廷を組織した政党違憲事件の審理と総統・副総統の弾劾事件の時のみである。

(二) 大法官憲法解釈制度の発展と基礎的規範

1 憲法の側面

大法官憲法解釈制度の主な法規範の基礎は憲法規定にある。憲法本文の中で大法官に言及した条文は第七九條第二項のみであり、司法院は大法官を設置し、憲法第七八條が定める事項を掌理するとした。その中で本研究と直接関係するのは「憲法解釈」権限である。憲法本文の第七章を除いて、この外司法院の解釈に関係するのは第一一七條「省の法規と国家法律が抵触するかどうかの疑義が生じた時、司法院はこれを解

積する。」および第一七一条第二項「法律と憲法が抵触するかどうかの疑義が生じた時、司法院はこれを解釈する。」そして、第一七三条「憲法の解釈は、司法院がこれを行なう。」という三つの条文がある。解釈上司法院の解釈とはつまり大法官の解釈である。憲法本文に現れるように、司法院の構成は大法官の外の構成員はいないのである。第七八条「司法院は憲法を解釈する」という。そのため第七九条第二項の規定は不完備であり、大法官は第七八条の事項の外に、第一一七条、第一七一条と第一七三条の事項を掌理する。たとえそのようにも、これらの規定は司法院（大法官）の職権にとどまり、そのうち第一一七条と第一七一条の規定は規範審査（Normenkontrolle）或いは司法審査（judicial review）権限に属する。なぜなら解釈上第一一七条の国家法律は憲法も含むことができるので、このためこの条文は違憲審査の権限も持っているとして解釈できる。第七八条と第一七三条の規定についてはかなり抽象的であり、原則としていろいろな理解を許容し、もし前後の文の解釈に基づけば、第七八条の後半は「法律と命令を統一解釈する」であるので、これは憲法の抽象解釈を指すとも考えられ、大法官憲法解釈制度設立初期にしばしば現れた解釈モデル——憲法疑義解釈と似ている。ただ

これは一つの可能性にすぎない。もし「司法院」の本来の意味が「最高法院」を指し¹⁵⁾、憲法争議或いは違憲審査に対し個別事件審査制をとるのであれば、「司法院の憲法解釈」は、司法院は終審裁判所として具体的事件を審理するときに、具体的事件に対して憲法条文の「統一解釈」を取ることでと理解できる。第一七三条の規定については、異なる理解の可能性もある。そのうちの一つはそれを贅文とみて、第七八条と同様のことと解釈をするものであり、もう一つは第七八条の規定は個別事件解釈と考え、第一七三条の規定は抽象的解釈と考えるものである。

「憲法解釈」に関して以上様々な可能な説明があつて、これらの条文は大法官の職権行使後に具体化される。六十年余りの間の最大の変革は、中華民國憲法増修条文の第五条第四項規定である。すなわち、大法官は憲法法院を組織し、總統・副總統の弾劾事件及び政党違憲の解散事件を審理することである。この規定は大法官の権限を拡張するだけでなく、憲法の側面で大法官権限行使の組織方式を創設したのである。すなわち、憲法法院である。六十年余りの間大法官は会識の組織方式での憲法の解釈を行ったが、大法官会議は憲法自身が設けたものではなく、司法院組織法第三条が設立した制度で

ある。

憲法増修条文第五条の規定は、上述の大法官の組織方式の刷新以外で、注目すべきはその第一項である。すなわち、「司法院は一人の大法官を設けて、そのうちより院長、副院長を各一名設け、総統が指名して、立法院の同意をとって、任命する。中華民國九二年から実施し、憲法第七九条の規定は適用しない。司法院大法官は法官より転任した者以外は、憲法第八一条及び裁判官終身職待遇の規定を適用しない。」この規定は大法官の定員は一人、大法官の任期は八年で再任を禁止し、司法院院長、副院長は大法官の身分であること、同意権行使機関は立法院とすると改正した外、さらに明文で大法官の憲法上の基礎としての憲法本文第七九条を凍結したのである。

2 法規の側面

大法官の職権行使組織方式或いは進行手続に対しては憲法自体具体的に述べず、憲法の第八二条が次のように定める。

「司法院と各級法院の組織は、法律によって定める。」憲法の中の他の中央政府機関の組織法と同じく、司法院組織法は立法院が制定した。憲法の第七九条第二項は司法院は大法官若

干名を設けると定めるので、大法官の職権行使組織は法律で定めると解釈できる。

組織法を制定するという前提が司法院と大法官の憲法上の位置付けを確定するので、異なる前理解 (Voraussetzungen) がその後の組織法の制定に影響する。もし制憲当時、司法院は裁判機関、すなわち最高法院と理解されたなら、大法官は最高法院の法官であり、司法院組織法は最高法院組織法と同じものとなり、大法官の職権行使のために組織法を制定することはない。もし司法院は裁判機関ではなく、主たる性質が司法行政機関であるなら、大法官が憲法第七八条の定める職権を行使することに特に組織法を定める必要がある。

大法官の組織形式は中華民國の三六(一九四七)年三月二七日に公布されるがまだ施行されていなかった司法院組織法の第三条第一項が次のように定めた。「司法院は大法官會議を設け、大法官九人で組織し、憲法を解釈し法律命令を統一解釈することの職権を行使する。」この法では、司法院は最高裁判機関である。その後、三六年二月二五日に改正公布された司法院組織法第三条第一項の中では、大法官人数は一七人に調整され、他の変更はなかった。「司法院は大法官會議を設け、大法官は一七人で組織し、憲法を解釈し法律命令を統

「解釈することの職権を行使する。」注意すべきは、文字は大同小異ではあるが、全体的な解釈の筋道は全く変わった。なぜなら司法院組織法が司法院の位置付けに対して大きく変化したからである。それ以降、司法院組織法の改正のなかで、第三条で大法官の職権行使の組織方式は、「大法官會議」と定めた。台湾民主化後、中華民國の八一（一九九二）年改正・採択の中華民國增修条文第一三条の規定に合わせて、同年一〇月に改正された司法院組織法の第三條第一項の規定は次のように定める。「司法院は一七人大法官を設けて、憲法解釈と

法令の統一解釈事件を審理し、憲法法院を組織し、政党違憲の解散事項を審理し、いずれも合議でこれを行う。」大法官はそれぞれ「大法官會議」および「憲法法院」の組織形式で職権を行使することになった。しかし、司法院大法官の審理事件の中に「政党違憲の解散事件の審理」の章節があるばかりでなく、その第一三条は、大法官は憲法を解釈するために弁論を行うことができ、憲法法院の弁論手続を準用できると定め、改正全体が憲法法院化の方向に発展している。この発展の方向は司法院が前に提出した憲法訴訟草案という名称に一端がみえる。二〇一三年公布の司法院大法官審理案件法の改正草案は、すでにもとの名称に変えてはいるが、憲法法院化

の方向に改正している。第三條第一項は次のように定める。「前條の第一号から第五号の事件は、大法官が憲法法院を組織しこれを審理する。第六号の事件は、大法官は統一解釈法院を組織しこれを審理する。本法の法院とは、憲法法院と統一解釈法院を指す。」憲法自体は大法官が會議の方式で憲法解釋権を行使しなければならぬとは定めておらず、もしこの改正案が採択されるなら、大法官は将来憲法法院の組織方式でのみ職権を行使することになる。

憲法第八二條は司法院の組織は法律をもって定めるとするのみなので、疑問が生じる。すなわち、司法院がその権限を行使する手続法規は組織法とともに立法院が定めるのか？

「手続自主権」の問題について、大法官の職権行使を含む関連手続規定は司法院が自分で制定できるのか？大法官の職権の行使手続に関して、最も早くは第一期の大法官會議が中華民國三七（一九四八）年九月一六日に制定公布した司法院大法官會議規則で定められた。その後中央政府が台湾に移転し、出席人数の問題を解決するために、この規則は中華民國の四一年四月一四日、一度改正された。¹⁵⁾ 大法官自らが手続を定めても論争がなかったため、司法院の「手続自主権」あるいは「司法の自治原則」¹⁶⁾ の実践とも見ることが出来る。歴史的

轉換が積字第七六号の解釈「憲法上の地位と職権の性質について言えば、国民大会、立法院、監察院は共に民主国家の国会に相当する。」より生じた。公布の後、立法院は、中華民國四六（一九五七）年に司法院組織法の第六条を増やし、その第一項が大法官の憲法解釈の出席と表決の基準を大きく高め、第二項もまた「大法官會議がべつにこれを定める。」とした。中華民國の四七（一九五八）年七月に司法院大法官會議法を制定して、法律で定める方式で大法官の権限、大法官の職権行使の組織と手続を定める権利は立法院に属すると定めた。

中華民國の八二（一九九三）年二月三日、二回目の憲法増修条文の改正で第一三条第二項を加えた。すなわち司法院大法官は憲法法院で政党違憲事項を審理する規定、及び司法院組織法改正後の第三条と第六条により、立法院は司法院大法官會議法の内容を改正し、その名称を司法院大法官審理案件法と改めた。現在大法官はこの法に基づいて職権を行使している。

法律面での手続法規の外、これまでどの司法院大法官會議法の授權に基づいて、または司法院大法官審理案件法の授權に基づいて、司法院が別に定めた司法院大法官會議法施行細則と司法院大法官審理案件法施行細則なども、大法官の職

権行使の補充規定である。近年司法院が次々と改正草案を立法院に提出しても、¹⁵⁾ 今までのところ実質的な審査手続には進んでいない。まとめて言うと、少くとも形式面では、最初の一〇年を除き、その後の五〇年は大法官の職権行使手続は立法院の定める法律に基づき、司法院の定める施行細則は補充的地位にある。授權制定を示す根拠は前述の法律であり、大法官積字第五三〇号の解釈が示した、司法院が裁判の独立を守るために司法自主権に基づいてもつという司法の規則制定権に基づいてはいないのである。

司法訴訟手続の定める法律保留原則をとつたとしても、憲法解釈の面では、立法者が手続法を作ることに対し制限がないという意味にはならない。中華民國の四七（一九五八）年七月立法院は大法官の権力を制限するために司法院大法官會議法を制定し、そのうちの第一三条が大法官會議が憲法の解釈をする時に、大法官の四分の三が出席し、出席者の四分の三の同意で採択するものと定めたので、もとの大法官會議規則が過半数の出席で、出席者の過半数の同意で決議すると定めるのに比べ制限が高くなっており、きわめて不合理な制限で、その合憲性に大きな疑義がある。

重要なのは司法院、大法官が手続自主権があるかどうかで

ある。ところが立法者は憲法解釈手続法の憲法上の限界と大法官手続の自主範囲を設けた。五十年以上にわたり、大法官の憲法解釈のおもな根拠は立法院の制定する関連法律、すなわち、司法院大法官會議法・司法院大法官審理案件法であって、司法院が自ら検討し採択した手続規則ではないといえ、否定できないのは、関係する手続法律の遺漏と疑義のために、五〇年にわたり、大法官は解釈を通して多くの手続法の性質をもつ内容を作り出しただけでなく、司法院釈字第三七一号解釈の中で大法官審理案件法第五条第二項と第三項は違憲であり適用できないと宣告した。よってかなりの程度で、集中審理制の大法官の憲法解釈制度の現在の形を確立したのである。司法院がこの十年立法院に提出した各々の改正草案は、大部分の内容は現在の制度化であり、変更ではなかった。

3 解釈の側面

五十年以上継続して、立法院によって憲法解釈権行使の手続を決定するやり方は、すでに「憲政慣例」（憲法慣習法）となつていくかどうかにかかわりなく、大法官は形式上依然として自身で作った手続を遵守している。しかし、もし大法官

の憲法解釈制度の規範的基礎を完全に把握しようと思つたら、焦点を関連する形式的な法だけに置くことはできない。とりわけ憲法解釈機関の組織法と手続法とするにはこのような法律では不十分で、大法官の解釈の効力に一言も触れていないばかりか、憲法解釈の申請手続要件の規定に対しても粗略にすぎるのである。形式的な法律の不備なところに対して、大法官は規則制定の方式で補充しなかつたとはいえ、¹⁵⁾ 實質上は多くの憲法解釈をなす機会を通じて、この不備に「創造的な補充」をしたのである。例えば申請者の個別事件の救済の機会を作り出すこと、人民の憲法解釈を申請する審査の対象を拡張すること、大法官の解釈の全国機関と人民に対する拘束力を表明すること、法官の憲法解釈申請と立法委員の憲法解釈申請の手続要件を精緻化すること、申請して暫定的処分をする手続的な権利を作り出すことなどで、時には形式的法律との決裂を惜しまないことさえあつた。例えば釈字第三七一号解釈の中では次のように言つた。「各級法院は先決問題の裁定のため訴訟手続を停止し、並びに客観的に法律が違憲と確信する具体的理由を形成し、司法院の大法官の解釈を申請することができる。司法院大法官審理案件法第五条第二項・第三項の規定の、上述の意味と合致せざる部分は、適用を停

止しなければならぬ」という見解は、もう一つの形の「手続自主権」である。もしこれらの解釈によって創設された手続内容を無視するならば、大法官の憲法解釈制度の全体を理解するのは難しい。ここから言えるのは、大法官の憲法解釈制度の設立と発展については、大法官の解釈自体が一つ一つの重要な役割を演じ、大法官の解釈は大法官の憲法解釈制度の重要な規範的な基礎となる、ということである。

憲法は大法官の憲法解釈の権限に対してはドイツの基本法のような列挙原則 (Enumerationsprinzip)⁽¹⁷⁾ は採っておらず、憲法は明文で二つの状況を挙げるのみである。つまり憲法を解釈すること、法律と憲法抵触の疑義の解釈である。大法官の憲法解釈権限の展開と拡張は、主として法令の規定に基づいている——大法官会議規則、前大法官会議法、現行の司法院大法官審理案件法、大法官の憲法解釈。当然ながら、憲法増修条文のこれまでの制定の中で、大法官は、憲法法院を組織して政党違憲の審理をすることと総統・副総統の弾劾事件を審理する権限を得た。

ドイツの連邦憲法裁判所と異なる点は他にもある。憲法自身は明文で一般法院の個別事件に伴う法律違憲を審理する権限を排除しておらず、また違憲審査制を集中審理制と明確に

定めることもしていない。しかし大法官はこれまでに、立法院が、普通法院が個別事件で違憲法律の適用を拒絶する権限をもつかどうかに対して憲法解釈を申請したことを利用し、釈字第三七一号解釈を行ない、自身が法律の違憲審査権を独占していることを示したのである。この解釈は鉄道の線路のように、憲法解釈制度を集中審理制のレールの上を走らせた。この路線の選択は疑問がないわけではなく、少数の学者は憲法上普通法院は個別事件の違憲審査権をもつと争っているものの、実務上一貫してとられているのは前者の集中審理制である。現在なお立法では司法院大法官審理案件法の改正案が採択されていないものの、同様の憲法理解が採られ、ドイツの連邦憲法裁判所類似の具体的法規審査手続 (Konkrete Normenkontrolle) を移植したので、普通法院の法官が法律の違憲審査権をもつことは否定されている。

人民が憲法解釈を申請する手続はドイツの憲法訴願 (Verfassungsbeschwerde) に似てはいるが、違憲審査の客體は法律或いは命令に限られ、そうでなくたとえ命令の概念が大法官の解釈を経て拡張されたとしても、依然として各種の公権力行使の形式を含むには不十分で、且つ個別事件の救済の道は大法官の多くの解釈による創造の後も、やはり非常

に遠回りで、また大法官の解釈の後、再審の訴えを提起するが非常上訴の方式で救済を受けねばならない。このため多くの学者はドイツ式の憲法訴訟手続を導入すべきかどうか議論しており、このテーマは近年は賛成・反対双方の白熱した議論を引き起こしている。その背後の思考は大法官の憲法解釈の機能の限界に関わる。即ちいったい大法官の憲法解釈は、基本的権利を保障するだけなのか、さらに規範秩序の維持と憲法の継続的創造なのか。しかしこの考えが始まると、議論は終わってしまい、学界で往々にしてこれに対して主張すると、かえって憲法理論の思考と論述を深めることをやめてしまつのである。

釈字第三七一号解釈の起こりは、まさに当時司法院が審査し採択した台湾高等法院と台湾台南地方法院の民国八二年三月の法律座談会の法律見解であり、それは「法院が具体的事件を扱う時は、関連法律が憲法に抵触するかどうかを審査する権限をもち、もし法律が憲法と抵触するので無効と考える時は、その法律の適用を拒絶できる。」とした。この座談会の見解は立法院に疑問を生じさせたのだが、それは法院が違憲の法律に対して適用を拒絶することは立法権の侵害ではないかと疑つもので、そのために憲法疑義の解釈手続によって憲

法解釈を申請したのである。大法官はこの憲法解釈の申請事件により、釈字第三七一号解釈を行ない、全国機関と人民を拘束する権威ある解釈を通して、我国の違憲審査制度を集中審理制に向かわせた。大法官の論証は法官は法により裁判を行なうという憲法の厳命から出発しているが、立法院の定める司法院大法官審理案件法第五条第二項の定めるルールには沿っており、実質上立法者がすでに選んでいる制度——ドイツの具体的法規審査に似た申請手続——を受け入れているので、申請主体の範囲をすべての法官に拡大したにすぎない。

大法官の引用する憲法条文が推論するのは、抽象的憲法解釈と法律の憲法抵触疑義解釈権（抽象的法律違憲審査権）は司法院大法官のみに属するということで、一般法官が個別事件の審査権を行使することを禁止するのではない。憲法第八〇条が、法官は法律に基づき独立に裁判する義務をもつと定めたとしても、同様に一般法官が個別事件の審査権を行使することを禁止することはできない。大法官が憲法の優位性を強調したからには、法官は優先的に憲法を守る義務があり、第八〇条の「法律」は広義に解釈され憲法の中に含む¹⁸⁾ので、結論的には個別事件の審査権の存在は支持される。このような結論も排除できないので、各級法院の法官は法律違

憲の疑義ある時は大法官の解釈を申請できるのである。このように論証できるのは、憲法は法律の違憲審査に対しては、二本立てをとり、大法官のみのもつ抽象的審査権の外、一般法官の個別事件の審査権があるのである。¹⁹⁾

三 大法官の憲法解釈権限

(一) 大法官の憲法解釈権限の体系

大法官の憲法解釈制度を深く理解するために、その憲法解釈権限の発展とその遭遇した問題を探究する必要がある。憲法自体からは大法官の憲法解釈の権限を完全に理解することはできず、同時に規範的な大法官の職権行使の関連法と大法官の解釈を観察しなければならない。

憲法第七十九条第二項により、司法院は大法官を設け第七八条の定める事項を行なう——憲法の解釈は、体系的解釈により、憲法本文のその他が提起する司法院の憲法解釈の箇所もまた、大法官の憲法解釈権限の規定に属する。これより確定できるのは以下の命題である。即ち、大法官は憲法の解釈権をもち、その憲法解釈権は第一七一条第二項の法律が憲法に

抵触する疑義の解釈を含んでいる。憲法の本文はドイツの基本法第九三条の規定、連邦憲法裁判所の権限（機関紛争、抽象的規範審査、連邦と州の争議、憲法訴訟等々と、第一〇〇条第一項の具体的な規範審査²⁰⁾）を一つ一つ列挙するものとは異なり、憲法の本文に基づくだけでは、大法官の憲法解釈権の具体的内容は知ることができず、憲法解釈を申請する手続類型と手続要件も知ることができない。この状況は憲法増修条文の第五条制定の後も変わっていない。この第五条の第四項は次のように定める。「司法院大法官は、憲法第七八条の規定による以外に、憲法法廷を組織し、総統、副総統の弾劾及び政党の違憲による解散事項を審理する。」もとより憲法法廷の審理事件の新手続を増やしはしたが、第七八条の憲法解釈権の内容については具体化或いは列挙はしていない。

憲法が明確に規定したり列挙したりしないからには、大法官の解釈権限（及びいわゆる「憲法解釈類型」）はその他の法規範によつて確定する。第一期の大法官の任命の後、大法官會議は司法院大法官會議規則を採択し、司法院より公布施行したのだが、この手続規則は大法官の憲法解釈権限に対して先駆的意味をもち、同時にまた司法院／大法官が規則制定権を行使した最初の例である。この會議規則の第三条の規定に

基づくと次の通りである。「中央或いは地方機関は、職権上憲法の適用において疑義が生じ、或いは法律・命令の適用が憲法に抵触するかどうかの疑義が生じた時、解釈を申請しうる。」²¹⁾

このため大法官が職権の行使を始めた最初の十年は、その憲法解釈の権限の内容は憲法疑義の解釈と法令違憲の審査（抽象的規範審査）の二つの類型を含んでいた。

その後、立法院が司法院大法官會議法を制定し、その第四条第一項が次のように定める。「左の情況の一つがあれば、憲法の解釈を申請できる。一、中央或いは地方機関がその職権行使において憲法の適用に疑義が生じた、或いは職権行使によりその他の機関の職権と憲法適用の争いを生じた、或いは法律と命令の適用に憲法抵触の疑義が生じたもの。二、人民が憲法上保障された権利において不法な侵害を受け、法廷手続に基づいて訴訟を提起し、確定した最終の裁判所の適用する法律或いは命令に対して憲法に抵触するという疑義が生じたもの。」一面では大法官の憲法権限を四類型に拡大している。即ち、憲法疑義の解釈、憲法争議の解釈、法令の違憲審査（抽象的規範審査）と人民の憲法解釈申請である。もう一面では、司法院大法官會議法の第四条第一項が次のように定める。「憲法の解釈を申請するには、前項の場合に合致しないも

のは、大法官會議は受理すべきでない。」大法官の憲法解釈の権限に対しては列挙原則と厳格な法律保留の原則を採ったのである。

憲法増修条文制定の後、立法院は民国八二（一九九三）年二月三日に司法院大法官會議法を改正し、名称を司法院大法官審理案件法と改め、もとの第四条の規定をそのまま第五条に改めた外、さらに第五条には第一項第三号を付け加え次のように定めた。「三、立法委員の現在の総数の三分の一以上の申請により、その職権行使について、憲法適用に疑義が生じた、或いは法律適用に憲法抵触の疑義が生じたもの。」及び同第五条第二項は次のように定める。「最高法院或いは行政法院はその受理事件について、適用するところの法律或いは命令に対して、憲法に抵触する疑義あると確信する時、裁定でいて訴訟手続を停止し、大法官の解釈を申請しうる。」憲法増修条文の第五条第四項の規定に合わせるため、第三章「政党違憲解散事件の審理」を加え、第一九条で「憲法法院」を設け政党違憲の解散事件を審理するとした。このため、大法官の憲法解釈権限は六類型に増えた。即ち、大法官會議の行使する憲法疑義解釈、憲法争議解釈、法令違憲審査（抽象的規範審査）、法官の憲法解釈申請（具体的規範審査）、人民の憲法

解釈申請、そして憲法廷の審理する政党違憲の解散事件である。その中の憲法疑義解釈と法律違憲審査に関して、立法委員の総数三分の一以上で申請ができる手続を増やした。憲法増修条文はこの後何度も改正され、憲法廷のもう一つの特権を加えた。つまり「総統・副総統の弾劾事件の審理」である。この一九九三年に修正・採択された審理案件法はこれにもなつて改正はされず、最新の改正草案は現在もまだ立法院で採択されていない。このため大法官の憲法解釈の特権と手続について言えば、形式法律の側面では明らかにすでに欠点がある。

この外、地方制度が自治法規・自治事項の議決と処理に対して憲法に抵触するかどうかの疑義が生じた時、また司法院の解釈を申請できると定め、これはまた法令違憲審査権の類型に属する。

法律により定める外、大法官が解釈を通して造る或いは創造する憲法解釈権限の類型がある。即ち、憲法（憲法増修条文）の違憲審査・補充解釈と暫定処分²⁴である。その中で、憲法違憲審査は規範審査の類型に属する。補充解釈は、これを厳格に言つと、憲法に対してのみ解釈するのではなく、統一解釈に対しても補充解釈の可能性があるのである。暫定処分

は暫時定めた状態の保全処分であり、独立した憲法解釈類型ではなく、憲法疑義或いは規範審査に付随する保全処分である。この外、釈字第三七一号解釈は司法院大法官審理案件法の第五条第二項部分の違憲を宣告した。このため法官の憲法解釈申請手続は、釈字第三七一号解釈の関連内容で補充せねばならず、申請主体はもともと定めていた最高法院と行政院より拡張して各級法院の法官となる。

もし大法官の憲法解釈権限の類型をさらに体系化すると、大体以下の六類型となる。憲法疑義解釈、憲法争議解釈、規範審査、補充解釈、総統・副総統の弾劾事件と政党違憲の解散事件の審理である。その中で規範審査は次の三つの類型を含み、審査客体が、憲法増修条文、法律、命令となる。

上述の大法官の憲法解釈権限は、一つの角度からの説明は権限についてであり、もう一つの角度からの説明は憲法解釈申請手続についてである。申請手続について言えば、憲法疑義解釈は二つの申請手続きを含む。即ち、中央或いは地方機関を申請の主体とするものと、及び立法委員の総数の三分の一以上を申請の主体とする手続である。規範審査は多くの申請手続を含んでいる。即ち、中央或いは地方機関を申請の主体となす手続、人民・法人或いは政党を申請の主体となす手

続、立法委員の総数の三分の一以上を申請主体となす手続として各級法院の法官を申請の主体となす手続である。その申請要件は各々異なり、大法官が個別の解釈の中でこれらの申請要件を補充或いは精緻化する可能性があるため、その内容は大法官審理案件法第五条の簡単な書き方ではもはや十分ではない。²⁶⁾

個別の憲法解釈の申請手続の要件の発展と精緻化は、憲法訴訟法の重要テーマであるとしても、本節の焦点は大法官の憲法解釈権限の発展とその問題にあるので、そこで以下では個別の権限の中でかなり疑義のある点について議論を提起する。その中で、憲法争議の解釈はしばしばドイツの機関争議手続と類似と見られるが、しかし実務上では機関争議手続に比べ範囲が広い。憲法疑義解釈は、憲法施行の当初は重要な役割を果たした権限ではあるが、近年は多くの学界の声は廃止すべしというものである。人民の憲法解釈申請手続については、違憲審査申請の対象はもともと法律と命令に限られており、大法官が過去の解釈の中で申請者に個別事件の救済の権利を与え、命令の意味及び行政機関の公文書の解釈や最高法院或いは行政法院の判例・決議にまで拡張し、甚しい例外として判決に対してまで違憲審査を行なったものではあるが、

しかししばしば人民の基本権の保障についてはなお不十分であるとみられ、このためいかにして改善するかの議論を引き起こした。²⁶⁾ 学者の主張が審査客体を判決にまで拡張するものさえあり、ドイツの裁判の憲法訴訟手続を取り入れることになった。²⁷⁾

憲法争議の解釈に関しては、現行の司法院大法官審理案件法第五条第一項第一号が次のように定める。「中央或いは地方機関が……職権行使によりその他の機関の職権と、憲法適用の争いを生じた」、これが一般に言う憲法争議の解釈手続である。その文義について言えば、憲法争議の解釈は統一解釈の類型であり、一般法令の統一解釈と異なるもので、この種の権限が及ぶものは憲法統一解釈で、学界がしばしばこれと並べて論ずるドイツ連邦憲法裁判所の機関争議手続とは類似するものではない。²⁸⁾ 大法官の憲法解釈の実務の中の憲法争議の解釈には、もちろん憲法統一解釈或いは機関争議という二つの型がいずれも存在する。司法院大法官審理案件法改正草案第六六条第一号は次のように定める。「国家最高機関が、職権の行使により、その他の国家最高機関と憲法上の権限の争いを生じた、或いはその他の憲法適用上の争いを生じたなら、憲法法院で機関争議の判決をなすことを申請しうる。」つまり

現行の憲法解釈実務を憲法争議解釈の形に拡張して条文化しているのである。

大法官の各憲法解釈権限は、いずれも深く検討するに値するところではあるが、紙幅に限りがあるので、本稿では以下の二つの権限についてのみ論ずる。なぜなら憲法疑義の解釈の廃止はもちろぬ、憲法訴訟手続を導入することも、いずれも現在の憲法解釈制度に大きな影響を与えるからである。有り体に言えば、憲法疑義の解釈は比較憲法上は本来稀であり、批判者が多く、支持者は少ないのではあるが、台湾の憲法解釈制度の一大特色であり、且つ台湾の憲政制度の流れの下で、独特の機能をもち、存廢の有無は明らかに憲法解釈制度の全体に影響を与えよう。人民の憲法解釈申請の改革問題は、大法官の権限或いは手続に関連する議論の中でも議論の白熱するところで、この手続は主観或いは客観手続に属するかの議論に関わるのみならず、大法官の發展させた遠回りな権利救済方式にも関わり、そして大法官の解釈と人権保障の関連性にも関わるのである。さらには、比較憲法上我国とドイツの類似制度の接近性は、将来ドイツ式の憲法訴訟を採用するとするなら、ドイツの連邦憲法裁判所の直面している多くの難題等と類似の問題に出会うことになるのかどうか、憲法訴訟

制度のドイツの憲法訴訟制度における重要性を見ることが、この問題の重要性を逆から証明することになる。

(二) 憲法疑義解釈の存廢問題

現行の司法院大法官審理案件法第五條第一項第一号が定めるのは次の通りである。「中央或いは地方機関がその職権行使において憲法適用に疑義が生ずる」及び第三号が定めるのは次の通りである。「立法委員の現総数の三分の一以上の申請により、その職権行使について、憲法適用に疑義が生ずる」、これらが一般に類別上憲法疑義の解釈手続に属する。このような憲法解釈類型は、憲法施行の当初には大法官の憲法解釈権限の二類型の一つで、憲法施行当初各界が憲法規範の意義をはっきり把握しがたい状況の下では、大法官により各機関が憲法の意味を確定することを助けるといふ實際上の効用があった。しかし六十余年を経過した後、現在その存在の必要性と正当性が、学者から疑問視されている³⁰⁾。二〇一三年公布の最新の司法院大法官審理案件法の改正草案からはすでに削除されてさえるのである。

違憲審査制度の角度から始めると、争訟性を欠く抽象解釈

権の存在は明らかになじみにくい、しかし憲法第七八条の「司法院が憲法を解釈する」の概念は憲法第一二一条の「法律が憲法に抵触する疑義の審査」に比べると広いのである。後者で前者の基準を判断できるかどうかは、議論の余地はない。この外、制度沿革史からみると、憲法施行前の司法院とその前身の大法院のもつた法令統一解釈権は、抽象的解釈権に属し、このため抽象的な法規範の疑義に対して解釈をしてきたので、少くとも法制上は見知らぬものではない。

憲法疑義の解釈に対するかなり有力な疑問は、司法権の本質に合致するかどうかの考察である。結局大法官は司法機関であり、司法機関は裁判をその中心的仕事とするので、このため受理事件は一般的に言ってみな争訟性をもっている。真の憲法疑義解釈は個別事件性を必ずしも具えないわけではない。なぜなら申請の要件は職権行使が憲法適用に疑義を生じ、憲法疑義解釈は抽象解釈といえど、やはり個別事件との関連性をもつからである。このため重点は訴訟事件としての特徴である争訟性を欠くかどうかであり、もし大法官の組織方式が裁判機関化に向かうのなら、憲法疑義解釈はその権限の適合性としてかなり問題を生ずるであらう。

(三) 人民の憲法解釈申請手続の拡張

人民の憲法解釈の申請手続は、司法院大法官審理案件法第五條第一項第二号が次のように定める。「人民、法人或いは政党がその憲法上保障される権利について、不法な侵害を受け、法定の手続により訴訟を提起し、確定した終局裁判所の適用する法律或いは命令に対して憲法に抵触するとの疑義が生じたもの。」

このような手続は一体客観訴訟類似の規範審査に属するのか、或いは主観訴訟の憲法訴訟に属するのか。学界には常に異なる考え方がある。

厳格に言えば、人民の憲法解釈申請手続とドイツの憲法訴訟手続 (Verfassungsbeschwerde)⁽¹⁵⁾ は全く同じというわけではない。⁽¹⁶⁾ 人民の憲法解釈申請は人民を申請人とし、且つ基本権が不法な侵害を受けたことをもって提起の理由とはするが、しかし真の主観 (訴訟) 手続であると主張するのは難しく、主たる理由は、違憲審査を申請する客体は確定終局裁判所が適用する法律或いは命令であり、確定終局裁判自体を含むものではないことにある。形式上は法規自体の違憲審査であり、

法規適用の違憲審査ではなく、審査の結論は法律或いは命令の違憲か違憲でないかということと失効か失効でないかということである。違憲判決或いは違憲の行政処分の確認と無効の宣告ではないのである。この外、関連条文は内容に権利救済の規定を欠くことができるので、合憲秩序の維持を目的とする客観（訴訟）秩序にかなり接近する。ドイツの憲法訴訟手続は主観・客観訴訟の性質を兼ね具えており、とりわけあらゆる国家権力の行使を違憲審査の客体とし、そこには法律、行政命令、行政処分、司法裁判を含み、このため両者は同じものとみることが難しい。

この外、ドイツの裁判の憲法訴訟は個別事件に対して原判決を破棄することができ、権利を直接的に救済させる。台湾では、人民が憲法解釈の申請の結果勝訴し、指摘された法律と命令が違憲と宣告されたとしても、申請者はかなり遠回りな方式を通じてその権利を救済するのみである。釈字第七七号の解釈は、大法官の解釈が申請人の申請に基づく事件に対して、効力をもつと認定している。釈字一八五号解釈はさらに、確定終局裁判所の適用する法律或いは命令、或いは適用法律・命令が表わす見解が、司法院が人民の解釈申請により憲法の趣旨に合致しないと認める時、確定終局裁判を受

け入れないものは、この解釈を再審或いは非常上訴の理由とできる、と認定している。このため申請者は個別事件の救済を望むなら、大法官の解釈公布後、再審の訴えを提起するか或いは非常上訴を申請するかせねばならず、大法官の現行制度の下では直接には原判決を破棄できない。

しかしながら、大法官は多くの解釈の中で、審査対象の範囲を拡大する外、遠回りな方式で人民の個別事件の救済の可能性を打開しているので、今日となって、人民の憲法解釈の申請は純粋な客観手続だと主張することはまた難しいのである。学者の中には、我國の人民の憲法解釈の申請はドイツの法規の憲法訴訟 (Rechtssatzverfassungsbewerde) と類似すると考えるものがある。もともとはドイツの裁判の憲法訴訟 (Urteilsverfassungsbewerde) 手続とは類似しないのだが、判例・決議と事案を審査の客体とすることを導入した後は、すでに一種の抽象的な法院見解の違憲審査制を形成しているため、そのため一種の折衷的な判決憲法訴訟手続と呼びうるものがあるといつが¹⁵⁾、またその根拠である。

台湾が正式にドイツの憲法訴訟制度を導入するかどうか、とりわけ裁判の憲法訴訟を導入するかどうかは、学界はこれまで多くの議論をしてきたが、しかし、もし大法官がすでに

かなり複雑な論証方式を通じて、台湾式の裁判の憲法訴願を
発展させ、部分的に人民の基本権の保障を強化しているの
あるなら、ドイツ式の裁判の憲法訴願制度を導入する要求に
影響しないのであろうか？

憲法政策と法律政策問題の制度選択問題に及んだからには、
一種の新しい手続類型と考えることができる。即ち、フラン
スの二〇〇八年の憲法改正の時に憲法委員会に新たにに加えら
れた権限は、違憲審査の範囲を拡大してすでに公布され効力
が生じている法律を含めただけでなく、手続上も、訴訟当
事者は訴訟係属中も、法律が憲法の保障する権利と自由を侵
害することに對していわゆる合憲性の優先問題を提起した。

審理をする法院から最高法院或いは最高行政法院へと移送し、
この管轄法院の決定が憲法委員会に移され違憲審査を進める
ことができるかどうかである。¹⁵⁾ この新しく設けられた人民の
憲法解釈の申請と法官の憲法解釈申請（或いは憲法訴願と具
体的法規審査）を結合させる巧みな手続は、ドイツの憲法訴
願制度のもたらす欠点を回避することができる。とりわけ憲
法裁判権と一般の裁判権の緊張関係は、基本権の救済につい
て言えば、即時対応の効果があり、一つの将来性を具えた新
しい発明である。司法院は二〇一三年一月公布の司法院大法

官審理案件法の改正草案の中で、第三章第三節「人民、法人、
政党は法規範の違憲審査を申請する」というもともとの人民
の憲法解釈申請手続の外（第六一条）、第六二条を付け加え、
その第一項が次のように定める。「人民、法人、或いは政党は
当事者となる訴訟事件或いは非訟事件について、裁判所の適
用する法律レベルの法規範が憲法に抵触すると考えるなら、
法院の審理手続において、憲法法院に違憲判決を申請する書
状を提出することができる。法院がその主張に相当の理由が
あると考える時は、憲法法院に送るべきである。」この新たに
加えた手続はフランスの二〇〇八年の憲法改正で加えた違憲
審査手続にかなり類似している。

四 結論

大法官の憲法解釈制度は中華民國憲法制定時に誕生したが、
一つの簡潔で具体化の待たれる憲法の規定は、司法院組織法
の憲法制定前後の重大な転換により、かなりの程度で憲法制
定当時にすでに存在した制度枠組みに制限を受けたのであり、
憲法起草者の司法理念に随って突破的な方向を開くことが
できたのではない。アメリカ式の司法制度と司法審査制度が、

憲法制定者のもととの意図を回顧する議論の中で、重大な歴史的意味をもつようになったのである。順調に職権を行使するために、大法官會議は一九四八年に司法院大法官會議規則を制定し、大法官の職権・組織と手続をまず確定した。また未来の発展のために一つの制度的枠組みを作った。これらの条件の作用と影響力が、五十年余りの後回顧をする時にはつきりと形を表わした。

憲法施行の当初は、中華民國は内戦に陥り、一九四九年の後、大法官の憲法解釈制度は中華民國政府の体制が台湾に移転するのに伴い、六十一年以上台湾にのみ適用される憲政秩序であった。⁽³⁷⁾ 立法院は一九五七年に積字第七六号解釈に対応し報いるために、司法院大法官會議法を制定し、既存の制度枠組みの中で、一面では大幅に出席人数と可決人数の基準を高め、もう一面では列举原則を明定する条件の下で、憲法解釈の申請手続の類型を拡張した。このことは台湾の大法官の憲法解釈制度とドイツの連邦憲法裁判所の制度を、少くとも手続類型の上ではある種の制度的類似性をもつことを始めさせたのである。このような制度的類似性は当然ながらまた差異性をもつ。例えば台湾の人民の憲法解釈の申請手続の憲法解釈目的はドイツの憲法訴訟と多くの差異がある。

一九九三年新たに制定された憲法増修条文に応ずるために、ドイツの基本法から憲法法院により政党の違憲を審理する規定を導入し、立法院は司法院大法官審理案件法を制定して大法官會議法に替えたのである。憲法解釈申請の手続類型を拡張したこと以外に、憲法法院の組織形式を創設した。明らかになることは、両国の憲法解釈制度がすでにより接近したということである。制度構築の上で、大法官は積字第三七一号解釈を通じて、なお解釈空間のある権威的な違憲審査制度を、片面的な大法官の独占的な大権による集中審理制としたのである。これによって、大法官の憲法解釈制度はドイツの連邦憲法裁判所の方向へとまた大きく一歩前進したのである。

大法官の憲法解釈制度に影響する憲法と法律面の規範以外に、無視できないのは大法官のなす憲法解釈である。とりわけ憲法解釈手続に関わる解釈であり、人民の憲法解釈の申請・法官の解釈申請はもちろん、さらに立法委員の解釈申請の要件がある。大法官の解釈に関わる具体化と補充を通じて、大幅に台湾とドイツの憲法解釈制度を近づけた。

総じて言えば、六十余年の発展を経て、台湾の大法官の憲法解釈制度とドイツの連邦憲法裁判所制度は、すでに高度の類似性を具えている。もし再びまだ改正を終えていない司法

院大法官審理案件法の改正草案を考察するなら、大法官は憲法法廷をその組織方式となし、憲法解釈の申請手続は完全に訴訟手続化されており、二つの国家の制度はさらに接近している。この発展は憲法制定者が憲法制定時に予想しなかったものであり、もともと意図された最高法院と分散式の違憲審査制度は、五十余年の間にドイツ式の憲法裁判所と集中式の違憲審査制度へと発展した。結果からみるとほぼ完全に逆の方向に向かったのだが、発展の過程からみると、種々の開始条件と中間条件の媒介の下で、ほとんど拍子に発展したのである。言うならば、この発展の重要要素は学者出身の大法官（とりわけドイツ留学を経験した学者）が、立法と解釈の過程の中で、意識的に或いは無意識にドイツの憲法學理と関連する違憲審査制度を台湾に移植したというのが、ほぼ現実と合致するだろう。⁽¹⁵⁾

注

- (1) 六〇年間の大法官の憲法解釈に対する全面的な回顧と分析については、参照、翁岳生「憲法之維護者 省思與期許」(『憲法解釋之理論與實務』第六輯、二〇〇九年七月)。
- (2) 現在学界ではこの種の憲法解釈の手続を廃止せよと主張する

声が多い。例えば、湯德宗「權力分立與違憲審查 大法官抽象釋憲之商榷」(『權力分立新論(卷二) 增訂三版、二〇〇五年四月) 九七—一〇頁、許宗力「大官釋憲權行使的程序及範圍」(『憲法與法治國行政 一九九九年三月) 一一五—一二七頁、蔡宗珍「憲法疑義解釋程序之功能與存廢省思」(『台灣法學雜誌』第一四八期、二〇一〇年三月—五日) 二七—四八頁。司法院が新たに提出した司法院大法官審理案件法修正草案第二條の定める大法官の職掌には、すでにこの種類の権限は削除されている。(司法院大法官ウエブサイト)「原文 アドレス等あり」

- (3) これを「憲法裁判制度」と称する学者もいる、蔡宗珍「我國憲法審判制度之檢討」(『憲法與國家』二〇〇四年四月)、また「違憲審査制度」と称する学者もいる、吳信華「論中華民國的違憲審査制度」(『憲法訴訟專題研究(一) 訴訟類型』二〇〇九年一〇月)、しかしながら現在の大法官が行使する憲法解釈の権限、組織、手続に基づいて見れば、(政党解散事件と總統・副總統の弾劾事件の)裁判と法律或いは命令の違憲審査を含むといえて、それだけに止まらず、抽象的な憲法疑義の解釈権も含みさえるのであるから、この二つの概念はいずれも狭すぎるので、本稿では「大法官憲法解釈制度」と称する。
- (4) 参照、法治斌「司法行政與司法審判之分與合 評司法院釋字第五三〇號解釋之功與過」(『法治國家與表意自由 憲法專論(三)』二〇〇三年五月) 七八頁。
- (5) 参照、前掲注(4) 法治斌論文七九頁。

- (6) 歴史解釈に基づいて厳しく批判するものとして、参照、蘇永欽「憲法解釋方法的錯誤示範」(『走入新世紀的憲政主義』二〇〇二年一〇月)三七四-三七九頁。同様に歴史解釈を支持するものとして、参照、前掲注(4)『法治斌論文七七』八〇頁。
- (7) 参照、黃源盛「民初大法院」(『政大法律學評論』第六〇期、一九九八年二月)一〇八頁。
- (8) 参照、李建良「大法官的制度變革與司法的憲法定位」(『憲法理論與實踐』一九九九年七月)五五四頁。
- (9) 参照、注(8)李建良論文五六二頁。
- (10) 司法院釋字第五三〇號解釋は次のように認定した。制憲の主旨によれば、司法院は最高の裁判機関であり、解釋理由書の中でまた「中華」民國三六(一九四七)年三月三一日に公布されたが施行されなかつた司法院組織法第四條に次のように定めることを引用する。即ち「司法院は民事廷・刑事廷・行政裁判廷と公務員懲戒委員會を分設する。」¹⁷⁾「ほば司法院は最高法院であると考え、異なる専門廷を設けるが、これと相對する憲法解釋制度については記していないので、異なる解釋空間を残した。」
- (11) この概念は過去にまた「司法規則制訂權」と称された、参照、楊與齡「司法規則制訂權與大法官審理案件程序法規之制定與修正」(『司法院大法官釋憲五十週年紀念論文集』三三〇-三三四頁)。
- (12) 肯定の見解をとるものとして、参照、前掲注(3)蔡宗珍論文一一七-一二四頁。否定の見解をとり、また法律保留原則を主張し、立法院が法律の明文規範の大法官會議の職權行使とその手続事項を制定すべきとするものとして、参照、翁岳生「我國憲法訴訟制度之展望」(『中研院法學期刊』創刊號、二〇〇七年三月)八頁。
- (13) 前掲注(11)楊與齡論文三二九頁。
- (14) 鄭建材「大法官行使解釋權的程序規範」(『司法院大法官釋憲五十週年紀念論文集』二〇〇一年一〇月)三九六頁。
- (15) 参照、司法院大法官ウェブサイトの「司法院大法官審理案件法修正案」(原文、アドレス等あり)。
- (16) 司法院が司法院大法官審理案件法の授權に基づいて制定したこの法の施行細則といえど、依然として手続上の遺漏を補う方法はない。
- (17) この原則は連邦憲法裁判所の權限或いは手続の種類を意味し、基本法と連邦憲法裁判所に挙げるものに限る。参照、Klaus Schleich/Stefan Korioth, Das Bundesverfassungsgericht, Stellung, Verfahren, Entscheidungen, 7. Aufl, 2007, S. 44.
- (18) 味わくべきは、Marbury v. Madison 事件の判決の中で、首席大法官 John Marshall は類似の前提から、法官は憲法を遵守するために連憲の法律の適用を拒絶すべきだ(このことを推論する)ことであり、参照、Marbury v. Madison, 5U. S. 137 (1803)。¹⁸⁾ 本判決の中文訳については、参照、李年祖訳「Marbury v. Madison」(『司法者的憲法』二〇〇〇年八月)二五〇-二五二頁)。

- (19) 反対意見については、参照、許宗力「普通法院各級法官及行政法院評事應否具有違憲審查權」(『憲法與法治國行政』一九九三年三月)一三八—一四二頁。
- (20) 本条文の中文訳については、参照、司法院ウェッブサイト「中文訳外国法規」の中の「ドイツ連邦共和国基本法」。「原文、アドレス等あり」
- (21) 司法院大法官會議規則の全文については、参照、前掲注(11)楊與齡論文三一—六頁。
- (22) 地方制度法の第三〇条・第四〇条と第七五条に各々定める。
- (23) 釋字第四九九號解釋
- (24) 釋字第五八五號解釋と釋字第五九九號解釋。
- (25) これらの申請要件の詳細な内容に関して、参考にすべきものとして、呉庚「憲法的解釋與適用」二〇〇四年六月、第三版、三六七—三九八頁、より詳しく、とりわけ訴訟類型の分類に基づいて討論するもので、参照すべきものとして、前掲注(3)呉信華論文、この中の議論については、ここでもはや贅言しない。
- (26) 参照、張桐銳「憲法訴訟與基本權保障」(許志雄・蔡茂寅・周志宏主編、現代憲法的理論與現實 李鴻禧教授七秩華誕祝壽論文集、二〇〇七年九月)七七—四頁以下。
- (27) 例えば、陳愛娥「引進判決違憲審查程序之合理性與必要性」(司法院大法官九六年度學術研討會、二〇〇七年十一月)、陳英鈞「基本權利訴願的結構性變遷」(『憲政民主與人權』二〇〇四年一月)八五—一八〇頁。
- (28) 国内の学者呉庚はそれを憲法理解に及ぶ「機関間統一解釈」と呼ぶ、参照、前掲注(25)呉庚書、三六九頁。
- (29) ドイツ連邦裁判所法第一三条第五号の規定に基づけば、機関争議の意味は次の通りである。「最高連邦機関、或いはその他基本法により或いは最高連邦機関の処務規程の規定により固有の権利を与えられる当事者の、その権利・義務の範囲の争議より生じた基本法に関する解釈(基本法第九三条第一項第一号)」。参照、「司法院ウェッブサイト」の「中文訳外国法規」のドイツ連邦憲法裁判所法の中文訳。「原文、アドレス等あり」
- (30) 例えば前掲注(2)許宗力論文一一五—一一七頁、前掲注(2)湯德宗論文一〇三—一〇〇頁、前掲注(1)翁岳生論文八八—八九頁、前掲注(2)蔡宗珍論文二七—四八頁。
- (31) 憲法訴願はドイツの憲法訴訟の訴訟類型の一つであり、規定は基本法の第九三条第一項第四の一号にあり、また法規に対するものと裁判所審判に対する憲法訴願に分けることができる。憲法訴願を提起することについての手續要件はドイツ連邦憲法裁判所法第九〇条第一項に定める。即ち「何人も、その基本権或いは基本法第二〇条第四項、第三三条、第三八条、第一〇一条、第一〇三条、第一〇四条の定める権利を主張し得、公権力の侵害を受けるなら、連邦憲法裁判所に憲法訴願を提起できる。」そして第九〇条第二項、即ち「上述の侵害についてはもしその他の法律救済の方法がある時は、その他の法律救済の利用の方

- 法がすでに尽きた時に初めて、憲法訴訟が提起できる。その他の法律の救済方法が尽きていないうちに憲法訴訟を提起したが、もし普遍的な重要性を具え、或いは訴願者がかしその他の法律の救済方法に従うなら、重大或いは避けることのできない損害を受ける時は、連邦憲法裁判所は直ちに審判しつゝ、憲法訴訟の議論に閉じつゝ、参照、Christoph Gusy, Die Bundesverfassungsgesicht. Erster Band, 2001, S. 641-671.
- (32) 呉信華は両者はかなりの可能性をもつと考える、参照、呉信華「我國憲法訴訟制度之繼承德國 以、人民聲請釋憲為中心」『月旦法學雜誌』一六期、二〇〇五年一月、二八頁以下。
- (33) 参照、ドイツ連邦憲法裁判所第九五条第二項の規定、即ち「裁判を提起する憲法訴訟に対して理由ある時は、連邦憲法裁判所はこの裁判を廃棄し、第九十条第二項第一句の状況では、連邦憲法裁判所はこの事件を管轄裁判所に差し戻す。」
- (34) 参照、前掲注(一)翁岳生論文一〇一頁以下。
- (35) 憲法訴訟の導入に反対するものとして、例えば参照、蘇永欽「裁判憲法訴訟 德國和台灣違憲審查制度的選擇」『法令月刊』第五八卷第三期、二〇〇七年三月、導入に賛成するものとして、例えば前掲注(27)陳愛娥論文、同じく前掲注(27)陳英鈴論文八五—一八〇頁、この外、我国にはすでに憲法訴訟を審判する実務があると考え、しかし根本的により良いものとするために導入に賛成するものとして、参照、呉信華「法院裁判」作爲大法官違憲審查的客體」(憲法訴訟專題研究一) 訴訟類型

- 二〇〇九年一月、一五—一七、四三頁。
- (36) 参照、呉秦雯「事後違憲審查之潮流? 淺析法國違憲審查制度之新變革」(憲政時代) 第三六卷第四期、二〇一一年四月、三八七—四〇〇頁。
- (37) 大法官の解釈は最初の二号だけは中国大陸でなされたが、第三号解釈から今日まではすべて台湾でなされている。
- (38) 各々の憲法解釈を申請する手続要件の議論に関しては、多くの細かな問題に及ぶが、本稿は制度枠組の発展に重点を置くので、割愛する。これらの問題の検討については、参照、呉信華『憲法訴訟專題研究(一) 訴訟類型』二〇〇九年一月、楊子慧『憲法訴訟』二〇〇八年
- (39) ドイツ憲法学と実務の影響は、当然ながら憲法解釈制度の解釈と具体化に限られず、憲法解釈の上で、また多くの影響の跡が観察できる。例えば個々の基本権の解釈、比例原則の導入等々であるが、これは明らかなので贅言は要しない。
- 補記
二〇一三年七月五日に名城大学法学部と台湾の世新大学法学院との交流活動の一環として、名城大学法学会による講演会が開催された。名城大学と世新大学は大学間交流協定を締結している。
講演は世新大学法学院教授であり、憲法・法理学を専門とされる張嘉尹氏によって行なわれ、講演題目は「台湾における違憲審査制度の発展 歴史的回顧および未来への展望」であった。

学生向けの講演であつたが、張教授はかなり大部の報告原稿を準備されていた。そこで講演は報告原稿の前半部分を概説的に述べる形をとるが、原稿全体は後日翻訳の後に「名城法学」に掲載することとなつた。講演当日は名城大学法学研究科博士課程を修了した楊遠寧君が翻訳を担当しており、本稿も前半（二章二節の二まで）は楊君による翻訳である。後半の翻訳は松田が担当し、併せて全体の体裁を整えた。なお「」は松田による補注である。